

教育・保育の提供区域の取扱いについて

平成 27 年 3 月に策定した「墨田区子ども・子育て支援事業計画」(以下「事業計画」という。)において、教育・保育の提供区域を「北部区域」「南部区域」の 2 区域に設定し、その区域ごとに「量の見込み」及び「確保の方策」を定めた。認可保育所の確保の内容としては、平成 31 年度までに南部区域に 9 園(1 園あたりの定員 111 人)を新規開設することとしている。(北部地域には認可保育所を新規開設する予定はない。)

事業計画の基づく整備として平成 27 年 4 月、南部区域で平成 28 年 4 月 1 日までに新規開設する事業者を募集し 1 事業者を選定した。しかし、目標確保数に達しなかったため、施設整備の期間等を考慮し、開設時期を平成 29 年 4 月 1 日までとして、平成 27 年 8 月から 9 月に南部区域で新規開設する事業者を募集したが、応募事業者はなかった。

このような状況を踏まえ、保育供給量を迅速に拡大し待機児童を解消するため、**今年度を実施する認可保育所の募集においては、教育・保育の提供区域の取扱いについて、下記のとおりする。**

記

1 教育・保育の提供区域の取扱い

募集対象地域を従前の(1)に加え(2)を追加する。

【募集対象地域】

(1) 墨田区子ども・子育て支援事業計画で設定する「南部区域」(北十間川以南の区域)

(2) 墨田区子ども・子育て支援事業計画で設定する「北部区域」(北十間川以北の区域)のうち、「とうきょうスカイツリー」「押上」「曳舟」「京成曳舟」「東向島」の各駅から概ね徒歩 10 分以内の地域

2 理由

(1) 南部区域からも交通利便性が高い。

(2) 平成 27 年 4 月 1 日現在、北部区域にも待機児童が発生している。

(3) 事業者からは、南部地域には保育所に適した土地・建物が少ないとの声がある。

3 参考

(1) 経過

平成 27 年 4 月 認可保育所設置・運営事業者募集(平成 28 年 4 月開設)・・・応募数 1 事業者

平成 27 年 5 月～6 月上旬 事業者選定・・・選定事業者 1 事業者(定員 61 人)

平成 27 年 8 月～9 月 認可保育所設置・運営事業者募集(平成 29 年 4 月開設 第 1 期)・・・応募なし

平成 27 年 10 月 認可保育所設置・運営事業者募集(平成 29 年 4 月開設 第 2 期) 予定

(2) 平成 27 年 4 月 1 日現在の待機児童数

区域	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
南部	7	19	10	1	0	0	37
北部	6	21	8	2	2	0	39
計	13	40	18	3	2	0	76

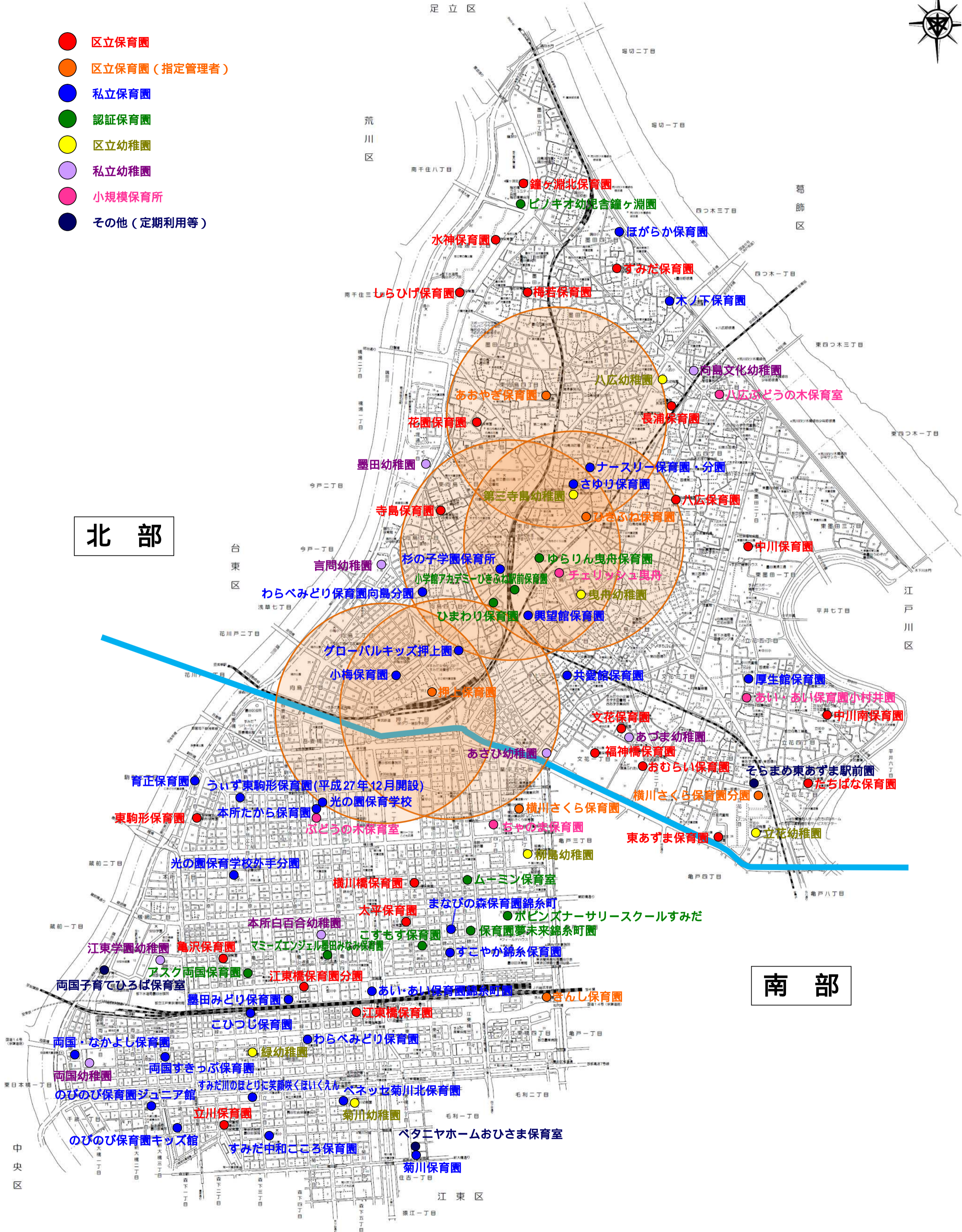


足立区

- 区立保育園
- 区立保育園 (指定管理者)
- 私立保育園
- 認証保育園
- 区立幼稚園
- 私立幼稚園
- 小規模保育所
- その他 (定期利用等)

北部

南部



荒川区

葛飾区

江戸川区

台東区

中央区

江東区